

公益社団法人日本ホッケー協会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という）定款第58条に基づき、定款の施行についての細則を規定する。

第2章 役員

(役員任期等)

第2条 理事の任期は、すべての理事について、同一の時点までとする。

2 役員は選任時において、その年齢が70才未満でなければならない。ただし、任期期間中において満70才を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。

3 役員は、その在任期間が連続して10年を超えてはならないものとする。

(役員候補者選考委員会等)

第3条 理事会は、理事会において役員候補者として総会に提案する者を選考するため、役員候補者選考委員会を設置する。

2 役員候補者の選考に関する事項については、別途定める「役員候補者選考規程」による。

(補充による役員候補者の推薦)

第4条 補充による役員候補者の選出は、役員候補者選考委員会を設置せずに行うことができるものとする。

(顧問)

第5条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第3章 本部および部

(本部)

第6条 定款第55条に基づき、本協会業務執行のため、本部を設置する。

2 本部は、理事会の決定に基づき、所掌する専門事業に関し、部および室を統括し、企画立案の上運営を行う。

3 本部は、戦略統括本部、強化育成本部、事業本部、コーポレート本部とする。

4 本部は、本部長及び副本部長、各部長で構成され、本部長及び副本部長は、理事会で選任される。

5 個別の部に関し特別の規程が存する場合は、その規程による。

(戦略統括本部)

第7条 戦略統括本部に、経営企画部、財務総括部、マーケティング部を置く。経営企画部は、本協会の中長期計画の立案・推進及び進捗管理、事業戦略の企画・立案、法人運営、総務、組織設計、ガバナンスコード対応、人材開発（次世代リーダー会議他）、関連団体（各都道府県協会、日本ホッケー協会スポーツ少年団部会・日本ホッケー協会U15カテゴリー部会・全国高等学校体育連盟ホッケー専門部・一般社団法人日本学生ホッケー連盟・日本社会人ホッケー連盟・日本ホッケー協会マスターズ部会・一般社団法人ホッケージャパンリーグ）の統括及び支援、業務・広報等におけるデジタル技術の活用を行う。財務総括部は、法人の財務、会計を掌る。マーケティング部はホッケー競技のPR企画立案・プロモーション活動を行い、企業協賛等スポンサーの獲得を行う。

(強化育成本部)

第8条 強化育成本部に、トップカテゴリー強化育成部、アンダーカテゴリー強化育成部、指導者育成部を置く。トップカテゴリー強化育成部は、強化戦略プランを作成し、オリンピックでのメダル獲得を目標として、サムライジャパン、さくらジャパン及び男女U21世代の競技力強化を図る。アンダーカテゴリー強化育成部は一貫指導の確立に努め、将来のオリンピックをめざすU18、U15及びU12の充実を図る。指導者育成部は、公認指導者の養成とトップコーチのパスウェイシステムによる指導技術の向上を行う。また、強化育成本部として、国際的な強化情報の収集（インドアホッケーやHockey5sを含む）やホッケー技術の研究、医科学情報の集積及び分析、アスリート育成パスウェイ（FTEM）の開発、エリートアカデミーの運営（J-STARプログラムの活用）及び、JOCやJSCとも連携してナショナルトレーニングセンターを運営する。

(事業本部)

第9条 事業本部に、競技運営部、ホッケーファミリー未来部、ホッケータウン推進部を置く。競技運営部は、大会運営に関する業務、審判員の養成・指導、競技会への競技役員への派遣等を行う。ホッケーファミリー未来部は、ホッケー競技の普及振興を図り、都道府県協会と連携を行う。ホッケータウン推進部は、公式ホッケータウン認定事業の推進とホッケーを活用した地域課題への取り組みに対するホッケータウン同士の横連携を支援する。また、事業本部として、他の本部とも連携しながら大会設計や大会運営（主にピッチ外）を行う。

(コーポレート本部)

第10条 コーポレート本部に、広報部、国際部、法務・コンプライアンス部を置く。広報部は、本協会に関する広報、ホームページ制作、各種メディア対応業務、および出版物編集・発行等を行う。国際部は、FIH・AHFとの連携、ホッケーに関する国際情勢の

情報収集を行う。さらに、チームの海外派遣、外国チームの国内受け入れの支援を行う。法務・コンプライアンス部は、この法人の法務を掌り、コンプライアンス・ガバナンスの周知徹底を図る。

(部および室)

第11条 各本部に設置される専門部は、部長、副部長、部員で構成される。

2 部長、副部長および部員は本部長が選任し、理事会に報告する。

3 部に下部組織を設ける場合は、グループと呼ぶ。

4 本部長は本部内に横断的な業務を行う室を設置することも可能とする。本部長は室長を選任し、理事会に報告する。

(部員の任期)

第12条 部員の任期は選任の日から開始し、任期開始時に在任中の理事の任期と同じく終了する。ただし、次期部員が決定されるまでは任期を継続することとする。

(部員の役割)

第13条 部長はその所管事項を総括処理する。

2 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 部員は、部長の指示に基づき、それぞれの部に属する業務に従事する。

(部会の招集)

第14条 部長が必要と認めたときは部会を招集することができる。

(部会の議事録等)

第15条 部長は、部会を開催したときは、その議事要録を作成、保管するとともに、必要に応じてその結果を理事会に報告しなければならない。

(部員等の秘密保持)

第16条 部長、副部長および部員は、部会を通じて得られた情報を本部長の許可なく外部に漏らしてはならない。

第4章 委員会

(委員会)

第17条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会は理事会の決定に基づき、付託された事業に関し、企画立案の上運営を行う。

3 専門委員会として、アンチドーピング・インテグリティ委員会、社会共創委員会、ア

スリート委員会を、特別委員会として、倫理委員会、役員候補者選考委員会を置く。

4 委員会は、委員長及び副委員長、委員で構成され、委員長及び副委員長は理事会で選任される。委員は委員長が選任し、理事会に報告する。

5 個別の委員会に関し特別の規程が存する場合は、その規程による。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は委嘱の日から開始し、任期開始時に在任中の理事の任期と同じく終了する。ただし、次期委員が決定されるまでは任期を継続することとする。

(委員の役割)

第19条 委員長はその所管事項を総括処理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員は、委員長の指示に基づき、それぞれの委員会に属する業務に従事する。

(委員会の招集)

第20条 委員長が必要と認めるときは委員会を招集することができる。

(委員会の議事録等)

第21条 委員長は、委員会を開催したときは、その議事要録を作成、保管するとともに、必要に応じてその結果を理事会に報告しなければならない。

(委員の秘密保持)

第22条 各委員は、委員会を通じて得られた情報を委員長の許可なく外部に漏らしてはならない。

第5章 競技会

(競技会の要件)

第23条 本協会が主催及び共催する競技会は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本協会の定める競技規則および競技運営規程に基づいて実施されるものでなければならない。
- (2) 本協会が認める競技場・用具を使用して開催するものでなければならない。
- (3) 競技役員は、本協会が定める公認競技役員規程に基づき認定されている公認競技役員でなければならない。

(競技会役員の委嘱)

第24条 前条の競技会における競技役員は、本協会が委嘱する。

(競技会出場資格)

第25条 本協会が公認する競技会には、次の各号の一つに該当する者は出場を認められない。

- (1) 本協会登録規程に基づき登録されていない者
- (2) 本協会から資格停止又は競技会出場を禁止されている者

(国際競技会の参加許可)

第26条 外国で行われる国際ホッケー連盟又は開催国のホッケー連盟によって承認された競技会に参加するときは、予め本協会の許可を得なければならない。

第6章 表彰

(日本ホッケー協会賞)

第27条 本協会に日本ホッケー協会賞を設け、日本ホッケー界のために永年にわたり努力し、顕著な貢献があった者を表彰する。

2 受賞対象者や手続きの詳細は別途定めるものとする。

(日本ホッケー協会特別賞)

第28条 本協会の認めた国際競技会において特に優秀な成績を挙げ、日本ホッケー界の名誉高揚に大きく貢献した者に日本ホッケー協会特別賞を贈呈する。

- (1) オリンピック・ワールドカップの入賞者
- (2) アジア大会・アジアカップの優勝者
- (3) オリンピック・ワールドカップ・アジア大会・ワールドリーグ等の主要な国際大会で顕著な成績を収めた競技役員

(表彰手続き)

第29条 前2条の表彰は戦略統括本部で審議し、理事会で決定する。表彰は、総会及びそれに準ずる場所において実施する。

(審判員奨励賞)

第30条 国際的な活躍が期待できる審判員を推奨し、審判技術向上の意欲を高めるために審判員奨励賞を贈ることができる。

2 受賞候補者は事業本部が推薦し、理事会で決定する。

(寄付者の表彰)

第31条 本協会に寄付をし、又は本協会の財政に寄与した者・団体に感謝状を贈って顕彰することができる。

第7章 仲裁

(スポーツ仲裁機構)

第32条 本協会における競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分などホッケー競技またはその運営に関して、本協会またはその機関の決定に対して競技者またはその競技者の所属する団体等が不服申立をした場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

第8章 その他

(改 廃)

第33条 この定款施行細則の改廃は、理事会の決議により決定する。

付則

この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付則 (平成26年9月27日 第2次制定)

この定款施行細則は、平成27年1月1日より施行する。

付則 (平成27年6月6日 第3次制定)

この定款施行細則は、平成27年6月7日から施行する。

付則 (平成28年6月4日 第4次制定)

この定款施行細則は、平成28年6月5日から施行する。

付則 (平成29年1月21日 第5次制定)

この定款施行細則は、平成29年1月22日から施行する。ただし、第6条第1項ただし書き、同条2項ただし書きは、平成33年3月末日限りで効力を失うものとする。

付則 (平成29年3月11日 第6次制定)

この定款施行細則は、平成29年3月12日から施行する。

付則 (平成29年11月25日 第7次制定)

この定款施行細則は、平成29年11月26日から施行する。これにともない、公益社団法人日本ホッケー協会委員会組織規程は廃止する。

付則 (平成31年1月19日 第8次制定)

この定款施行細則は、平成31年1月20日から施行する。ただし、第2条第2項ただ

し書き、同条3項ただし書きは、平成34年（2022年）6月末日限りで効力を失うものとする。

付則（令和2年9月12日 第9次制定）

この定款施行細則は、令和2年9月13日から施行する。

付則（令和3年3月20日 第10次制定）

この定款施行細則は、令和3年3月21日から施行する。

付則（令和4年7月14日 第11次制定）

この定款施行細則は、令和4年7月14日から施行する。

付則（令和6年7月16日 第12次制定）

この定款施行細則は、令和6年7月16日から施行する。

付則（令和7年7月15日 第13次制定）

この定款施行細則は、令和7年7月15日から施行する。